

無線通信アドバイザーグループ (RAG) 第33回会合結果概要

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課 国際周波数政策室

あおの かいほう
青野 海豊



1. はじめに

無線通信アドバイザーグループ (RAG: Radiocommunication Advisory Group) は、ITU条約第11A条に規定された会合であり、世界無線通信会議 (WRC) の準備や無線通信総会 (RA)、ITU-R研究委員会 (Study Group: SG) に関する計画、運営、財政事項等について検討し、その結果を無線通信局長 (BR局長) に報告することを任務としている。

RAG会合は通常年1回開催されており、今回の会合は、2026年3月30日～4月2日の4日間の日程で、スイス・ジュネーブのITU本部にて、電子会議とのハイブリッド形式で開催された。

各国の主管庁、民間企業、BR等から約200名の出席があり、日本からは、総務省、NTTドコモ、KDDI及びワシントンコアが現地参加。このほか、スカパー JSAT、電波産業会、日本ITU協会、日本放送協会、YRP研究開発推進協会及びワシントンコアを含め、計12名が参加した。

本稿では、RAG-33の主要なトピックについて報告する。

2. 理事会関連事項

2.1 衛星網ファイリングのコストリカバリ

BRは、2026年1月1日から適用されている理事会決定482 (衛星網ファイリングのコストリカバリの実施) に関し、2025年の理事会での主な改訂事項として以下を報告した。

- 調整を必要としない事前公表資料 (API) と通告に関する一律固定料金を廃止し、基本料金とユニット数に応じた従量課金の組合せに移行
- epfd審査に関する手数料を設定
- 大規模又は労力のかかる非静止衛星ファイリングに追加料金を設定し、各加盟国が有する年間の無料ファイリング枠の適用対象から除外
- そのほか、各主管庁がファイリングの事前段階でコストを計算できるソフトウェアの運用の2025年11月開始や、バックログを理由に請求書の発行に至っていない未回収金が多額に上っている状況の報告

同報告を受け、ロシアは、衛星網ファイリングは加盟国の拠出金で賄われるべき「憲章上の任務」であり、コスト

リカバリとして徴収された手数料を一般財源に計上してからBRに分配する現行の流れを改め、バックログの解消のためにBRに直接充てられるべきと主張した。米国も、コストリカバリで回収された予算を、AIに関するワークショップといった別の活動に流用するのではなく、衛星網ファイリングの関連業務に確実に使われるよう担保することが重要であると述べた。さらに、イランは、間接コストに関する議論は、全権委員会 (PP) 決議91 (ITU製品・業務のコストリカバリ) の枠組みの中で議論する必要があることから、本件はRAGではなくPPや理事会で審議すべきだと指摘した。

これらの意見を受け、BR局長は、本件はPPと理事会の所掌範囲であること、コストリカバリで徴収した歳入がBRの予算に直接適用されず一般予算に組み込まれる現行の規則を変更すべきという考えには強く共感するものの、その変更にはPPでの議論が必要であると述べた。

審議の結果、間接費用に関する議論はRAGの所掌外であることから、理事会やPPで対処する必要があるという理解で合意した。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

・ファイリング処理で発生する直接費用・間接費用やそれに係る費用を、一般財源から賄うべきかコストリカバリから賄うべきかについて議論し、間接費用に関する議論はRAGの所掌外であることから、理事会及びPPへの寄与文書を通じて対処されるべきだと結論づけた。

2.2 BRの2024～2025年予算及び2026～2027年予算案

2024～2025年予算及び2026～2027年予算案に関し、ATDIは、ITU-TではAIを活用した自動翻訳が導入されている中、ITU-RでのAIの導入時期と導入後に想定される費用削減効果について質問した。これに対しBRは、ITU-Tのパイロットプロジェクトの結果を待ち、加盟国からの反応が良好であれば他セクターにも展開予定であると回答した。また、カナダは、会合に係る予算が2026年から2027年にかけておよそ倍増している理由を質問した。これに対しBR



は、WRC-27の開催に伴う支出増加の影響であると回答した。さらに、ロシアは、PP決定5（2024～2027年期間の連合の収益及び予算）にある、「RRの実施に関する資金は削減されるべきではない」旨の規定が今回の予算案でどのように遵守されているかを質問した。これに対しBRは、予算配分を検討する際に同決定を考慮したほか、予算に余剰が生じた場合には通常予算の枠内で賄いきれない活動に割り当てる方針である旨を回答した。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

- ・ ITUの歳入・歳出については、PP決定5の遵守が必要であり、無線周波数の利用に関連する活動に必要な予算が確保されるべきである。特に、RRの実施及び関連研究に直接関係するITUファイリング業務に影響を及ぼしかねない予算削減は避けるべきである。

2.3 ITUの6つの公用語の対等な使用

BRは、ITU-Rウェブサイトの翻訳状況等の現状を報告した。ロシアは、ITU-R決議36-6（ITU-Rにおける6つの公用語の対等な使用）の改訂又は廃止の必要性の検討等を提案した上で、寄与文書の閲覧ウェブサイトでは英語、フランス語、スペイン語のみが表示されている現状を指摘した。これに対しBRは、データベースを導入した2022年当時のSQLインフラがロシア語、アラビア語、中国語の文字に対応していなかったため、英語、フランス語、スペイン語のみの対応になっている背景を説明し、2026年のPPに向け、自動翻訳を活用して6つの公用語の表示を可能とする予定であると述べた。これに対し、イランは、ITU-Rの技術文書の翻訳にAIを活用することについて、技術的に正確な翻訳が確保されるまでは慎重であるべきと主張した。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

- ・ 現在ITUの一部ウェブサイトは、英語、フランス語、スペイン語のみで利用可能となっているが、新規ウェブサイト開設後は、6つの全公用語で表示される予定である。
- ・ ITU-Rの条約レベルの文書に自動翻訳を適用するに当たっては、十分な翻訳精度が確保されていることの実証が必要である。
- ・ 6つの公用語の平等な使用に関連する各種ITU決議の調

和を取り扱ったロシアからの寄与文書を確認した。また、PP及び各セクターの決議のまとめ並びにITU-R決議36の改訂又は廃止を検討する提案についても確認した。

2.4 リモート参加

リモート参加に関し、BRは主に以下の事項について報告した。

- ・ PP決議167（完全オンライン会合及びリモート参加を伴う対面参加に向けたITU能力の強化・発展及び同連合の業務を推進するための電子的手段）を受けて、2024年の理事会において、完全オンライン会合及びリモート参加を伴う対面参加の管理・ガバナンスに関するガイドラインを策定するためのCGが設置された。
- ・ 同ガイドラインは、CWG-FHRにおける審議を経て、2025年の理事会で採択されており、ITUウェブサイトで公開されている。

この説明を受け、ATDIは、意思決定に参加できない「リモート参加」の定義が曖昧であると指摘した上で、特に予算的制約の大きい開発途上国にとってオンライン参加は重要であるため、リモート参加者による意思決定の参加も認められるべきと述べた。また、ロシアは、リモート参加者の技術要件等に関する最低限の基準を定めることを提案した。一方、イランは、これらの意見はいずれもRAGの所掌範囲を超えるものであり、理事会又はPPで議論すべき事案であると主張した。これに対しBRは、現在ウェブサイトに掲載されている同ガイドラインについて、更なる改善案の提出を奨励した。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

- ・ リモート参加に関する議論は、理事会及び／又はPPの場で提起されるべきである。

3. RA-23の決定事項の実施

3.1 CPMプロセスの改善

2023年無線通信総会（RA-23）において、会議準備会合（CPM）のプロセス効率化が議論され、2024年のRAG-31にてRAG CG-CPM（議長：Fahad ALGHAMDI氏（サウジアラビア））が設置された。RAG-32においてもCGを継続することで合意し、既存の会議形態を維持又は各国の理解を深めるためのフォーラムとして再編するといったCPMの位置付けの変更を提案するものやITU-R決議2-9（CPM

に関する規定)の修正案等が記載されたCG報告書が提出された。

今会合では、サウジアラビアからCG活動の継続、ToRの更新及びメールでの議論ではなく、RAG-34までの間にオンライン会議を実施することを提案した。また、中国からは、CPM報告書の分量を最小限に抑えるべきといった要件が順守されていない点やWRC議題に関する研究が担当WPで完了せず、CPMに議論を持ち越される事例が多いことに言及し、CPMチャプター・ラポータの機能を強化し、担当WPで完了しなかった研究のうち、第2回CPMで継続検討する部分を最小限に絞り込んで特定すべきとする提案があった。

サウジアラビア提案に対し、多くの国がCG活動の継続及びオンライン会議の実施を支持した。米国及びイランからはToRの明確化を指摘し、イランはオンライン会議の時期調整が必要であると主張した。中国提案に対しては、イラン及びブラジルは、第2回CPMは新たな提案を行う場ではなく、これまでの研究結果に基づいた議論・調整を行う場である点を指摘した。米国は共用検討が第2回CPMに直接提出された場合、審査・検討が困難であると主張し、日本は、継続検討する部分を最小限に絞り込んで特定する作業自体がWP等での更なる議論を招くことを懸念する旨指摘した。

これらの議論を経て、CG活動の継続については合意し、サウジアラビア主導のオフライン協議を経て、以下の内容を含む改訂ToR案が作成された。

【CPMプロセス改善に関するRAG CGのToR】

- 各国主管庁及び地域機関の権利を損なうことなく、第2回CPMのプロセス及び目的の改善について引き続き検討する。検討の対象には、CPM報告の分量、チャプター・ラポータの役割強化、第2回CPMへの提出範囲の限定、第2回CPMの会合期間の検討等を含む。
- CGはRAG-33後に作業を開始し、RAG-34までに最大3回のバーチャル会議を通じて作業を実施する。
- CG議長は引き続きFahad ALGHAMDI氏(サウジアラビア)が務める。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

- CG活動の延長に合意した。
- CA/278 Annex 3に示されるToR改訂案を承認した。

- 2024年の本CG設置以降RAG CG-CPM及びRAGに提出された全ての寄与文書を、本CGでの今後の審議に引き継ぐことに合意した。

4. RA-27及びWRC-27に向けた準備

RA-27及びWRC-27の準備状況に関し、BRは主に以下の事項について報告した。

- RA-27及びWRC-27の開催地を中国・上海とすることが2025年の理事会で決定され、2026年3月の現地視察を経て上海EXPOセンターを会場とすることが正式に決定した。
- CPM-27ステアリング委員会は2025年中に2回開催され、これまでの研究に係る進捗や課題等が確認された。
- CPMテキスト案の提出期限は2026年10月23日であり、PP決議80(WRCプロセス)及びWRC決議72(WRCに向けた準備)を踏まえ、BRは各地域機関のWRC準備会合に参加して地域レベルでの準備を支援している。
- 第1回IRIS(Inter Regional Information Session on WRC-27:地域間情報セッション)は、RAG-32の助言に基づき、2025年12月3日～5日にジュネーブで開催された。第2回及び第3回IRISの詳細は追って公表される予定である。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

- WRC-27に向けた地域機関のWRC準備会合に数名のBR職員が参加することの有用性を認識しつつ、可能な範囲で、当該会合への追加のBR職員のバーチャル参加を奨励する。

5. 研究委員会(SG)の活動

BRは、各ITU-R SGの体制及び枠組みの再編に関する議論状況及び見解を報告し、サウジアラビアを含む複数のアラブ諸国は共同で、SGの体制及び枠組みの改善を検討するCGの設置を提案した。本提案に対し、日本からSG構成の再編により必要な研究量が減少するわけではないこと、様態が異なる業務を同一グループで扱うことで却って議論が進まなくなる点を指摘し、CG設置については多くの合意が必要である旨を発言。他方で、多くの国から最近のSG、WPではコンセンサスの形成が難しくなっていることが問題視され、関係するITU-R決議1(ITU-R会合の作業方法)、ITU-R決議4(ITU-R SGの構成)の改訂を前提とせ



ず、現在生じているSGの課題をCGで議論することを求める声が大勢を占めた。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

- ・ ITU-R SGの体制及び枠組みの潜在的な改善点に関する寄与文書について検討し、CGを設立してRAG-33及びRAG-34の間に検討を進めることに合意した。

6. セクター間調整

ISCG議長（Fabio Bigi氏（イタリア））が、アクセシビリティ、気候変動、リモート参加、持続可能なデジタル変革といった既存のトピックに、産業界の関与や決議の合理化といった新たなトピックに関する作業を開始したことなど同グループの活動状況を報告した。本報告には、RAG-32で長時間の議論を行ったITU-RとITU-Tの間で無線周波数分野に関する活動の重複に関する課題は、SG間で調整が必要とされていた。

同報告を受け、米国は、RAG-32で議論した無線周波数分野におけるITU-RとITU-T間での活動重複の問題が依然として未解決であるとして、根本的な対応の必要性を指摘した。これに対しISCG議長は、当該論点についてはISCGで具体的な議論に至っていないと説明した上で、ITU-Rの問題意識を正確に反映させるために、関係者によるISCGへのより積極的な参加を要請した。また、BR局長は、BRとしては常にITU-Tと連携し、所掌範囲外の寄与文書への対応を調整していることを説明したほか、各国主管庁の代表団内においても、異なるセクターの会合参加者間で事前の調整を進めるよう要請した。さらに、ロシアは、PP決議191（3つのセクターの協調に向けた戦略）の改訂の必要性と、ITU-R決議75（3セクター間の連携）の付録1（ITU-RとITU-Tの間での作業分担）について、ITU-Tではこれに相当する決議が既に廃止されていることを踏まえ、同ITU-R決議の付録1の必要性についても検討すべきであるとの見解を示した。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

- ・ ISCG議長は、RAGからISCGへの意見・提案を要請し、2026年4月10日のTDAGの開催中に実施される次回ISCG会合への参加を要請した。
- ・ 無線周波数に関するITU-RとITU-Tの作業重複という

現状に鑑み、ITU-Rの所掌範囲に属する課題について、各国主管庁がITU-Rに提起するように認識向上及び調整の改善が必要である。

7. BRの情報システム

日本は、2017年から、衛星国際周波数調整手続システムの電子化に関し、ITU-Rへの職員派遣、人件費拠出及びシステム改善提案等により支援を行っている。WRC決議55（WRC-23、改）に基づく日本からの支援を継続するほか、2025年から継続して既存のBRと主管庁とのやり取りのみならず、主管庁とオペレーター間でファイリングのコメント送付を行えるようにする等の提案を行った。イタリアからIFIC公表情報に対するコメントをオンラインで提出するツール開発を提案するほか、ソフトウェアのベータテストに貢献する旨の提案があった。

RAGは、日本及びイタリアの提案を踏まえ、BR局長に対し財政リソースの範囲内で開発プロセスを進めるように求めた。また、BRから日本提案に基づく主管庁とオペレーター間でファイリングのコメント送付機能は2026年6月中（第2クォーター）を目途に導入することが報告された。

本プロジェクトに対する日本の継続的な支援に対し、多くの主管庁とBRから謝辞が送られた。BR局長からは日本の取組みは各国の見本となる事例である点が強調された。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

- ・ WRC決議55に係る日本の寄与文書について検討し、BRに対し、財政上の制約の範囲内で本寄与文書に示された提案事項の検討を進めるよう要請した。
- ・ RAGは、e-Communicationsへの衛星オペレーターのアクセス機能の実装が2026年第2四半期に実施される予定であることを確認した。
- ・ イタリアの寄与文書については、既に予算が配分されている既存プロジェクト（e-Comment）に統合可能であることを確認した。また、イタリアのベータテストの協力申し出に謝意を示すとともに、他の主管庁に対しても、開発過程における試験利用の協力やフィードバックを要請した。

8. RAG-33の出力文書

RAG-33は、表の文書を出力した。

■表. RAG-33出力文書一覧

文書番号	タイトル	結果
TEMP/7	Working document on a preliminary draft revision of Resolution ITU-R 2-9	ITU-R決議2-9の改訂案。TEMP/12 Rev.2のToRを元に実施するCGで継続検討。
TEMP/8 Rev1	Reply liaison statement on outcomes of the fourth meeting of CWG-SFP	CWG SFPへ提出された。
TEMP/9	Note from the RAG Chair to the Council	理事会へ提出された。
TEMP/10 Rev1	Note from the RAG Chair to the Council Working Group on Financial and Human Resources	CWG FHRへ提出された。
TEMP/11 Rev2	Thirty-third meeting of the Radiocommunication Advisory Group-Draft Summary of Conclusions	RAG-33の結論の要約。回章CA/281として発出。
TEMP/12 Rev2	Terms of Reference of the RAG Correspondence Group on Improving the Conference Preparatory Meeting (CPM) Process	CPMプロセス改善に関するCGをRAG-34までの間に最大3回のオンライン会議実施し、報告書を提出することを記載したToRを承認。
TEMP/13 Rev1	Terms of Reference of the RAG Correspondence Group on Exploring Potential Improvements to the Structure and Framework of Radiocommunication Study Groups	メールアドレスでITU-R SGの体制及び枠組みの改善点を検討し、RAG-34に報告書を提出することを記載したToRを承認。

9. 次回のRAG会合

RAG-34は、2027年3月22日～25日（4日間）を予定している。



■図. RAG-33集合写真

出典：flickrのITU Picturesの投稿
<https://www.flickr.com/photos/itupictures/albums/72177720332798146/>